

平成30年7月豪雨における愛媛県独自の 被災者生活再建支援金の支給について

愛媛県では市町と共同で、平成30年7月豪雨で被災された方々の速やかな生活再建を支援するため、住宅被害があった被災世帯を対象に、被災者生活再建支援法に基づき支給される国の支援金に加え、本県独自の「平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金」を支給します。

○主なポイント

- ・被災者生活再建支援法で支給される国の支援金に県独自の支援金を増額して支給します。
- ・被災者生活再建支援法（国の支援金）の適用とならない「半壊」、「半壊に至らない床上浸水」の被災世帯にも支援金を支給します。

○受付開始時期等

受付窓口が市町となるため、お住まいの市町での準備が整い次第となります。詳細な受付開始時期については、お住まいの市町のホームページ等でご確認ください。

申請資料は各市町が定めるものとなります。

○被災世帯への支援金の支給額（国と県・市町の支援金の合計）

被害区分	基礎支援金 (国の支援金)	特別支援金 (県・市町 の支援金)	加算支援金 (国の支援金)		合計 (国+県・市町 の支援金)
			住宅再建等区分	支援金額	
全壊 解体 長期避難	100万円	75万円	建設・購入	200万円	375万円
			補修	100万円	275万円
			賃貸住宅 <small>※公営住宅入居者を除く。</small>	50万円	225万円
大規模半壊	50万円	75万円	建設・購入	200万円	325万円
			補修	100万円	225万円
			賃貸住宅 <small>※公営住宅入居者を除く。</small>	50万円	175万円
半壊	—	37.5万円	—	—	37.5万円
半壊に至らない 床上浸水	—	22.5万円	—	—	22.5万円

注 世帯人数が1人の世帯では、上記の金額の3/4の額が支給されます。

○照会先

愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課

担当：小田、菊地

TEL：089-912-2335

FAX：089-941-2160